

議案第 2 号

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例

かすみがうら市印鑑条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 6 条第 1 項第 3 号中「通称が記録」を「通称の記載が」に改める。

第 1 1 条第 1 項第 3 号中「後見開始の審判の通知を受けた」を「意思能力を有しない者となった」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市印鑑条例の規定は、令和元年 1 2 月 1 4 日から適用する。